

犯罪経歴証明書の発給について

〔最終改正 平成31年4月10日徳鑑第126号〕
徳島県警察本部長から各部課長、各警察署長あて

外国へ渡航しようとする者等が、警察に対して自己の犯罪経歴に関する証明書の発給を申請してきた場合に、海外渡航者等の便宜を図るために、必要な事項を定めたものである。

その内容は、

- 証明書の発給事務
- 証明書を発給する場合
- 証明書の発給手続
- 発給状況の記録

等である。